

鴻巣市地域防災計画

第4編 震災対策編

第4編 震災対策編

目次

第1章 応急活動の体制.....	237
第1節 災害時の活動体制.....	237
第2節 災害救助法の適用.....	246
第3節 応援要請の実施.....	250
第4節 要員確保.....	256
第5節 自衛隊災害派遣要請.....	257
第2章 情報の収集・伝達・広報体制.....	260
第1節 情報の収集・伝達.....	260
第2節 災害広報・広聴活動.....	268
第3章 市民の生命の安全確保.....	271
第1節 消防活動.....	271
第2節 救出・救助、医療救護活動.....	276
第3節 水防活動.....	282
第4節 避難対策.....	283
第5節 避難行動要支援者に対する支援.....	292
第6節 交通対策.....	293
第7節 緊急輸送.....	294
第8節 帰宅困難者への対応.....	295
第4章 市民の生活の安定.....	298
第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給.....	298
第2節 環境衛生.....	299
第3節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い.....	300
第4節 公共施設等の応急対策.....	301
第5節 住宅対策.....	311
第6節 文教対策.....	316
第7節 動物愛護.....	317

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画.....	319
第1節 計画の位置づけ.....	319
第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....	321
第3節 警戒宣言に伴う措置.....	322

第4編 震災対策編

第1章 応急活動の体制

市は、市内に地震災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能のすべてをあげて、以下に掲げる応急対策により、市民の安全な生活を確保する。

第1節 災害時の活動体制

市内に地震が発生し、市は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 市の活動体制

地震発生時は、配備基準に合わせ、3段階の配備体制で応急活動を実施する。

1 配備基準

配備区分に合わせ、配備内容、配備手続に基づき職員の動員を実施する。

全課

配備区分	配備基準	手続き ＜人員＞
警戒体制 （風水害等災害対策室を設置）	【地震】 ・市内で震度4の地震が発生した場合	風水害等災害対策室長が市長の了解を得て、必要な職員に出動を指示する。 ●当番班の職員
緊急体制 （緊急対策本部を設置）	【地震】 ・市内で震度5弱の地震が発生した場合 ・「東海地震注意情報」が発表された場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	あらかじめ指定された職員が自主参集する。 ●各部とも職員のうち1/2程度の職員
非常体制 （災害対策本部を設置）	【地震】 ・市内で震度5強以上の地震が発生した場合 ・「東海地震予知情報」が発表された場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員が自主参集する ●全職員

2 配備体制

(1) 警戒体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度4の地震が発生した場合、風水害等災害対策室長（企画部長）が市長の了解を得て、必要な職員に出動を指示する。

体制内容	職員の動員	活動
・風水害等災害対策室長 (企画部長)	・当番班の職員（危機管理課職員、動員計画名簿の班員）ただし、被害の発生拡大に応じ必要な職員を動員（全職員の5%から20%）	・被害情報の収集及び連絡活動

② 風水害等災害対策室の任務

警戒体制をとった場合は、主として地震情報等の情報収集、連絡活動を行い連絡調整に万全を期する。

風水害等災害対策室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、市管内図等を用意する。

③ 風水害等災害対策室の組織

危機管理課の職員及び動員計画名簿の班員をもって、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。職員は当番制とする。

④ 解除・移行の基準

風水害等災害対策室長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除または移行する。

ア 警戒体制の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制を解除する。

イ 二次災害が発生し、警戒体制から緊急体制、または非常体制への移行が必要となったときは、警戒体制を解除して、緊急体制（緊急対策本部）又は非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

(2) 緊急体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度5弱の地震が発生した場合、あらかじめ指定された職員が出動し、緊急対策本部長（副市長）が緊急体制の配備を発令する。

動員発令者	職員の動員	活動内容
・緊急対策本部長 (副市長)	・緊急対策副本部長（教育長） ・緊急対策本部員 (秘書室長、企画部長、総務部長、市民部長、福祉こども部長、健康づくり部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、教育総務部長、学校教育部長、議会事務局長、会計管理者、吹上支所長、川里支所長) ・危機管理課職員、全課長、課別担当職員は、自主参集 (全職員の50%)	・所管業務にかかる被害情報の収集及び連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

② 緊急対策本部の活動

緊急体制をとった場合は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

ア 地震情報の収集	オ 広報活動の準備
イ 被害情報の収集	カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ 避難勧告・指示の検討	キ 連絡調整
エ 避難所の開設準備	

③ 協議事項

緊急対策本部は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

- ・市内の被害状況のまとめ（支所からの報告を含む）
- ・避難勧告・指示の伝達の検討
- ・避難所開設準備などの応急活動内容の指示
- ・応急活動担当職員の現地派遣
- ・資機材・食料の供給と輸送
- ・応援職員の派遣

④ 必要な備品類

危機管理課は、関係各課の協力を得て、緊急対策本部の活動に必要な備品類を確保する。

備品類	担当課
・緊急対策本部の標識	危機管理課
・職員名簿	職員課
・掲示板	危機管理課
・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿	危機管理課
・会議記録簿	危機管理課
・被害状況連絡票その他の報告・様式類	危機管理課
・防災行政無線の準備	危機管理課
・情報通信手段（パソコン、FAX）の設置	情報システム課
・コピー機器の設置	財政課
・広報用例文	秘書課
・広報記入様式	秘書課
・市域全体の図面及び住宅地図	都市計画課
・道路管内図	道路課

⑤ 廃止・移行の基準

緊急対策本部長は、次の基準に達した場合は、緊急体制を廃止するとともに、県にこの旨を連絡する。

- ・ 緊急体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、緊急対策本部を廃止する。
- ・ 二次災害が発生し、非常体制への移行が必要となったときは、緊急体制を廃止し、非常体制（災害対策本部）の配備に移行する。

(3) 非常体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、災対法第23条第2項、市災害対策本部条例、市災害対策本部規則の規定に基づき市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

動員発令者	職員の動員	活動内容
・災害対策本部長 (市長)	・災害対策副本部長(副市長・教育長) ・災害対策本部員 (秘書室長、企画部長、総務部長、市民部長、福祉こども部長、健康づくり部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、教育総務部長、学校教育部長、議会事務局長、会計管理者、吹上支所長、川里支所長) ・全職員が自主参集(全職員の100%)	・災害対策本部設置に伴う班編成により、班の事務分掌に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施

② 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は、本庁新館に開設する。もし本庁新館が被災した場合は、市長の指示する公共施設に災害対策本部を開設する。

代替順位	代替施設
第1候補施設	本庁舎会議室
第2候補施設	文化センター「クリアこうのす」

③ 代理順位

本部長となる市長が不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策本部を運営する。

代理順位	代理者
第1順位	副市長
第2順位	教育長

④ 災害対策本部の機構

【災害対策本部の機構は、総則第2章第3節に示したとおり】

⑤ 災害対策本部の班編成及び事務分掌(平成27年4月1日現在)

【災害対策本部の班編成及び事務分掌は、総則第2章第3節に示したとおり】

⑥ 災害対策本部会議の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

ア 災害対策本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、企画部長が行い、本部長が総括して進める。

イ 災害対策本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、災害対策本部の基本方針を決定する。

- 1 本部会議の招集に関すること。
- 2 災害対策の総合的調整に関すること。
- 3 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 避難の勧告及び指示に関すること。
- 5 救助法の適用に関すること。
- 6 県及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
- 7 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
- 8 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
- 9 公用負担に関すること。
- 10 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 11 本部の廃止に関すること。
- 12 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

ウ 災害対策本部設置に関わる備品類等

備品類	担当課
・災害対策本部の標識	危機管理課
・職員名簿	職員課
・掲示板	危機管理課
・消防団・各防災関係機関の連絡先名簿	危機管理課
・会議記録簿	危機管理課
・被害状況連絡票その他の報告・様式類	危機管理課
・防災行政無線の準備	危機管理課
・情報通信手段（パソコン、FAX）の設置	情報システム課
・コピー機器の設置	財政課
・市民向け放送設備のセットアップ	秘書課
・広報車両の確保	危機管理課
・広報用例文	秘書課
・広報記入様式	秘書課

備品類	担当課
・市域全体の図面及び住宅地図	都市計画課
・道路管内図	道路課

エ 廃止の基準

発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

オ 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、その旨公表するとともに、県危機管理防災部及び関係機関に通報する。

(4) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設定場所を定めて、現地災害対策本部を設置するものとする。

① 現地災害対策本部長

ア 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

② 現地災害対策本部の組織等

現地災害対策本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、その都度災害対策本部長が定めるものとする。

第2 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員・参集

非常体制が発令された場合、庁内放送等により動員を指示する。必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、職員班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

全班

全班

■ 動員・参集における留意点

- ・常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- ・不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ・正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- ・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

2 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 自主参集

① 勤務場所への参集

- ・震度5強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。
- ・本部長、副本部長、災害対策本部員は、本部に自主参集する。
- ・全職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、まず家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

② 参集が困難な場合

- ・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集し、班長への連絡に努める。
- ・当該施設にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

③ 参集の報告

- ・班長は、班員の参集状況を職員班に報告する。

(2) 一次被害情報の把握

各班員は、参集途上において収集できる一次被害情報を把握し、班長に報告する。

(3) 一次被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した一次被害情報を情報班に報告する。

3 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- ① 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を装着すること。
- ② 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- ③ 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報を収集する。

全班

全班

全班

全班

- ④ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- ⑤ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ⑥ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集し、班長への連絡に努めるとともに、応急救護活動に従事する。
- ⑦ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ⑧ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないこと。

第2節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に対して応急的に必要な救助を行って、災害により被災した市民の保護と社会秩序の維持・保全を図ることを目的としている。

市は、災害による被害の程度が基準を超える場合には、救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施を知事に求める。

また、知事が迅速な救助が必要と認めた場合には、市が救助の一部を行うとともに、県が行う救助を補助する。

なお、救助法の適用事務は、本部長の指示のもと福祉班及び関係各班が行う。

第1 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、被害の程度や人口規模に応じて、救助法施行令第1条の規定による。(1~3号)

ただし、大規模災害については、基準の適用に至らない場合であっても直接多数の市民などの生命、身体に危害を及ぼす災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合には、県知事が厚生労働大臣と協議したうえ救助の実施を決定する。(4号)

東日本大震災では、多勢の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において食品等の給与を行う必要が生じたことから、東京都においても救助法が適用された。

1 鴻巣市における救助法の適用被害世帯数

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家滅失（被災）世帯数	100 以上	令第1条第1項第1号
県内の住家滅失（被災）世帯数	2,500 以上	令第1条第1項第2号
その内、市内の住家滅失（被災）世帯数	50 以上	
県内の住家滅失（被災）世帯数	12,000 以上	令第1条第1項第3号
その内、市内で世帯の住家が滅失（被災）	多数	
多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれがある場合	県知事が厚生労働大臣と協議	令第1条第1項第4号

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあつては、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊した世帯などについては、みなし換算を行う。

滅失住家 1世帯	=	全壊（全焼・流失）住家 1世帯
滅失住家 1世帯	=	半壊（半焼）住家 2世帯
滅失住家 1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3世帯

被害調査班

(2) 住家の損失などの認定基準

被害認定は市が行うものであり、罹災証明書の発行や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理に際しての支援措置などの際の基礎となるものである。

被害の認定にあつては、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府）及び「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日付府政防第842号）などに基づいて行う。

被害調査班

◆被害認定基準

被害の区分	認定基準
住家の全壊 (全焼・流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもとする。
住家の半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家の床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家の床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも。
住家の一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも。

注1：「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

- 注2：住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 注3：損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 注4：主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 注5：上表は救助法の規定による被害認定基準による。なお、被災者生活再建支援法では「半壊」のうち大規模な補修を必要とする場合（損壊割合が50%以上70%未満、損害割合が40%以上50%未満）を「大規模半壊」と認定することになっている。

被害調査班

(3) 世帯及び住家の単位

- ① 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。
- ② 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート（マンション）等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

第2 救助法の手続

1 原則

市長は、被害の調査、把握に努め、知事に対し救助法の適用を申請する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が救助法の適用基準に達した場合、救助法の適用を決定する。

＜申請時に報告する事項＞

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び今後行う予定の救助措置

福祉班

2 災害事態が急迫している場合の対応

- ① 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手できる。
- ② この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事からの指示を受けなければならない。

福祉班

3 救助法による救助の種類と実施者

救助法適用による救助の種類は以下に示すとおりである。

◆救助法による救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日本赤十字社県支部（ただし委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1か月以内	市
	文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市、 設置＝県（ただし委任したときは市）
災害にかかった住宅の応急修理	完成1か月以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注：実施期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

第3節 応援要請の実施

災害時において、市は、地方公共団体や各種団体との相互応援協定等に基づく応援要請を行うとともに、必要に応じて、県や自衛隊等への応援要請を行う。

第1 応援協力の要請

1 他市町村への応援要請

(1) 応援要請の判断

市は、羽生市、福島県金山町及び静岡県三島市と災害時の相互応援協定を締結し、食料・飲料水・生活物資の提供、応急資機材の提供、職員の派遣、被災者の受入れといった災害時の応急活動に関する相互応援を実施することとしている。また、県内市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

他市町村への応援要請の判断はおおむね次の様な事態に際し行う。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは充分に行えないと判断されるとき。
- ② 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③ 地震による通信途絶等により被害状況の把握が十分にできない状況下であっても、市民からの被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

(2) 応援要請の方法

応援の内容及び要請手続などについては、覚書や協定書の定めるところによる。それ以外の場合、市、防災関係機関及び防災関係機関相互の応援などは、次に掲げる事項について、まずは口頭または電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。

- ① 災害（混乱）の状況及び応援を求める事由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする場所及び日時・期間
- ④ 応援を必要とする活動内容及び人員など
- ⑤ 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
- ⑥ その他必要な事項

2 知事等への応援又は応援のあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県（消防防災課）に対し、以下の表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

渉外班

渉外班

統括班
渉外班

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請について、知事に要請するいとまがない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地）に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。

要請の内容	事項	備考
県への応援要請 または応急措置 の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣 要請の斡旋を 求める場合	自衛隊に対する災害派遣要請を参照	自衛隊法第83条 災対法第68条2
指定地方行政機 関または他都 県の職員の斡 旋を求める場 合	1 派遣の斡旋を求める理由 2 派遣の斡旋を求める職員の職種人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	地方自治法第252 条の17 災対法第30条
日本放送協会さ いたま放送局、 (株)テレビ埼玉 及び(株)エフエ ムナックファイ ブに放送要請の 斡旋を求める場 合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災対法第57条
消防庁長官へ緊 急消防援助隊の 派遣を要請する 場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する部隊 3 その他、参考となるべき事項	消防組織法第44条 緊急消防援助隊運 用要項
県知事へ埼玉県 特別機動援助隊 (埼玉SMART)の 出動を要請する	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間（予定） 3 応援要請を行う機動救助隊及びDMA Tの種別と人員	埼玉県特別機動援 助隊設置要綱

統括班
消防本部

3 緊急消防援助隊への災害派遣要請

市長は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合は、直ちに県に対して緊急消防援助隊の災害派遣要請を依頼する。

市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、県（危機管理防災部消防防災課）に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに知事に連絡する。

＜要請時依頼事項＞

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する部隊
- ・その他、参考となるべき事項

4 事業所等への応援協力要請

市内の建設関連事業者、食料販売事業者、生活必需品販売事業者、輸送関連事業者等への応援を求める。

渉外班

第2 応援の受け入れ体制

応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受け入れ体制を整える。

1 国からの応援受け入れ

（1）受け入れ体制の整備

- ① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化
- ② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定
- ③ 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

統括班

（2）応援受け入れの対応

市は、次のことを明確化し応援の受け入れを実施する。

- ① 受け入れ窓口
- ② 応援の範囲又は区域
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容

統括班

2 地方公共団体からの応援受け入れ

(1) 受け入れ体制の整備

関係機関との相互協力により、市において受け入れ窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

統括班

(2) 受け入れへの対応

市は、次のことを明確化し応援の受け入れを実施する。

統括班

- ① 受け入れ窓口
- ② 応援の範囲、区域及び制約条件
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容
- ⑤ 交通手段及び交通路の確保
- ⑥ 応援車両・建設機械の駐車場確保

3 公共的団体からの応援受け入れ

市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等についての協力が得られる体制を整備する。

(1) 想定する公共的団体

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会等商工関係団体、建設・工事関係団体、生活協同組合、青少年団体、婦人会等

統括班

(2) 協力活動内容

- ① 異常現象、危険な場所等の発見と関係機関への連絡
- ② 災害時における広報等
- ③ 避難誘導及び避難所内での救援
- ④ 被災者の救助業務
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の調達配分
- ⑥ 被害状況の調査
- ⑦ 医薬品・寝具類の調達
- ⑧ その他

統括班

4 ボランティアの応援受け入れ

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

(1) ボランティア受け入れ体制の整備

ボランティアの拠点となる施設の選定など受け入れ体制を整備するとともに、活動する者の安全・衛生面にも配慮する。

(2) ボランティアの受け入れと活動の支援

市は、発災後直ちにボランティアの拠点となるボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、次の業務を行う。

① ボランティアのコーディネート

ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

② ボランティアの派遣等を要請

ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

(3) ボランティアの活動分野

区分	活動内容
一般ボランティア	①救援物資の整理、仕分け、配分
	②避難所の運営補助
	③清掃、防疫
	④要配慮者等の介護、生活支援
	⑤広報資料の作成
	⑥その他危険のない軽作業
専門ボランティア	①医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
	②福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士等）
	③無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④特殊車両操作（大型重機等操作資格者）

福祉班

福祉班

福祉班

	⑤通訳（外国語通訳）
	⑥消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
	⑧相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）

5 受け入れ環境の整備

（1）民間団体、企業との連携

市は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

統括班

（2）活動拠点の提供

市は、国や県、地方公共団体、公共的団体、ボランティアなどの応援を受け入れる場合、それらによる応援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地・建築物等を活動拠点として提供する。

統括班

◆活動拠点の想定

国・県の活動拠点	・自衛隊	コスモスアリーナふきあげ 吹上総合運動場
	・緊急消防援助隊	埼玉県消防学校
	・埼玉SMART	総合体育館
地方公共団体	・応援協定団体	総合体育館 文化センター・公民館等
公共的団体及びボランティア		吹上支所 川里支所 総合福祉センター

第4節 要員確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通して労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

第1 要員確保

市における応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって要員を確保する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

第2 救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において県に請求する。

被害調査班

福祉班

第5節 自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う

第1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつ、その実体がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとなっている。

統括班

活動項目	活動内容及び条件等
① 被害状況の把握	車両、艦船、航空機など状況に適した手段による偵察
② 避難者の誘導、輸送	避難者の誘導・輸送など
③ 避難者の捜索、救助	死者・行方不明者・負傷者などの捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業などに優先して実施）
④ 水防活動	堤防護岸などの決壊に対する土のうづくり、積込及び運搬
⑤ 消防活動	利用可能な消防車・消防資機材による消防機関などへの協力
⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去	施設の損壊または障害物がある場合の啓開、街路・鉄道線路上の転覆トラック、崩土などの排除、除雪など（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症などの発生に伴う応急防疫など（薬剤などは県または市において準備）
⑧ 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の整備
⑨ 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ヘリコプターなど航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
⑩ 炊事及び給水支援	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
⑪ 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による
⑫ 交通規制の支援	自衛隊車両の交通が混雑する地点における自衛隊車両を対象とする

活動項目	活動内容及び条件等
⑬ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物など危険物の保全処置及び除去
⑭ 予防派遣	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
⑮ その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する

第2 県に対する災害派遣要請の方法

知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市長が行う。

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊（陸上自衛隊第32普通科連隊：大宮駐屯地）に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

（1）提出先（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

（2）記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

（宿泊・給食の可否・道路橋りょうの損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

第3 災害派遣部隊の受け入れ体制の確保

1 緊密な連絡協力

市長は、知事、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や、必要な現地資材等の使用協定等に関する受け入れ体制を確保する。

統括班

統括班

統括班

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を渉外班に指示する。

統括班

3 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した先行性のある作業計画を提示する。

統括班

そのため、作業実施に必要とする資料等の準備を整える。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を渉外班に一本化する。

統括班

5 派遣部隊の受け入れ

市は、派遣された部隊の受け入れに対し次の施設等を準備する。

統括班

- ① 本部事務室
- ② 宿舍
- ③ 材料置き場（野外の適当な広さを有する）
- ④ 駐車場（車一台の基準3m×8m）
- ⑤ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担する。

財務班

＜経費の負担区分の内容＞

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 情報の収集・伝達

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断または焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する

第1 災害情報の収集

市は、地震災害の発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

1 災害時の情報連絡体制

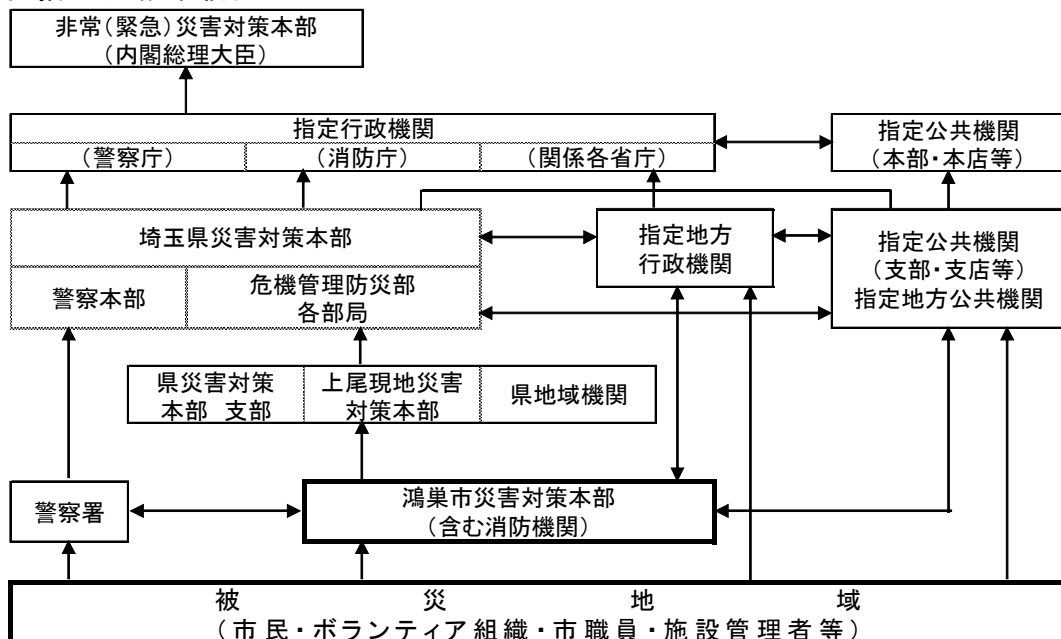
(1) 総括的連絡系統

非常体制の配備において、市は、地震発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び情報班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすることが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部(現地对策本部(県央地域振興センター)の場合もある)が連絡系統の軸となる。

●総括的連絡系統図



統括班
情報班

(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

① 防災行政無線

市と県内市町村及び防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

② 非常通信

市は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

③ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする

2 災害情報の収集

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、防災情報システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

(1) 被害情報の収集体制の整備

被害報告の迅速かつ正確を期するため、本庁・支所及び応急活動班別に次の情報収集体制を整備する。

- ① 情報の収集及び報告に関する責任者の選任及び被害調査班の設置
- ② 報告様式の配布
- ③ 調査要領、連絡方法の周知及び現場写真の撮影等
- ④ 情報収集機器の設置
- ⑤ 情報機器操作マニュアルの配備等

(2) 情報総括責任者の選任

すべての災害情報の統括責任者は、情報班長とし、災害情報を収集し、総括する。市民への避難指示等の情報伝達は、統括班長が行い、県への報告は、渉外班長が行う。

情報班
市民支援班
被害調査班

(3) 情報の収集

- ① 被害情報の収集に当たっては、鴻巣警察署と緊密に連絡する。
- ② 調査要領に基づき、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整後県に報告する。
- ③ 地震による被災状況については、職員の認定により概況を把握する。
- ④ 罹災人員については、平均世帯人員により計算して速報する。
- ⑤ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、市民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ⑥ 全壊、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

3 情報の報告

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

情報班

(1) 報告すべき災害

- ① 市域において、人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊)被害のいずれかが発生するに及んだもの
- ② 救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～③の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑤ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

統括班

●直接消防庁に報告すべき災害情報

- ・地震が発生し震度5弱以上を記録した場合

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分し、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係の公共土木施設の被害を優先して、県に報告する。

統括班

発生速報	「県要領」様式第1号の発生速報により、被害の発生直後に防災情報システム、FAX、電話又は防災行政無線により県に報告
経過速報	「県要領」様式第2号の経過速報により、被害状況の進展に伴い、収集した被害について防災情報システム、FAX、電話又は防災行政無線により2時間毎に県に報告

② 確定報告

「県要領」様式第3号の確定報告により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告

③ 報告先

被害速報及び確定報告は県消防防災課に報告する。

	県災害対策本部設置前 (県現地災害対策本部 または支部設置前)	県災害対策本部設置後
勤務 時間内	消防防災課 ・電話 048-830-8181 ・FAX 048-830-8159 ・県防災行政無線 6-8181	県中央地域振興センター ・電話 048-777-1110 ・FAX 048-777-1166 ・県防災行政無線 74-202
勤務 時間外	危機管理防災部当直 ・電話 048-830-8111 ・FAX 048-830-8119 ・県防災行政無線 6-8111	

④ 消防庁への報告先

県に報告できない場合に行う消防庁の連絡先は以下のとおりである

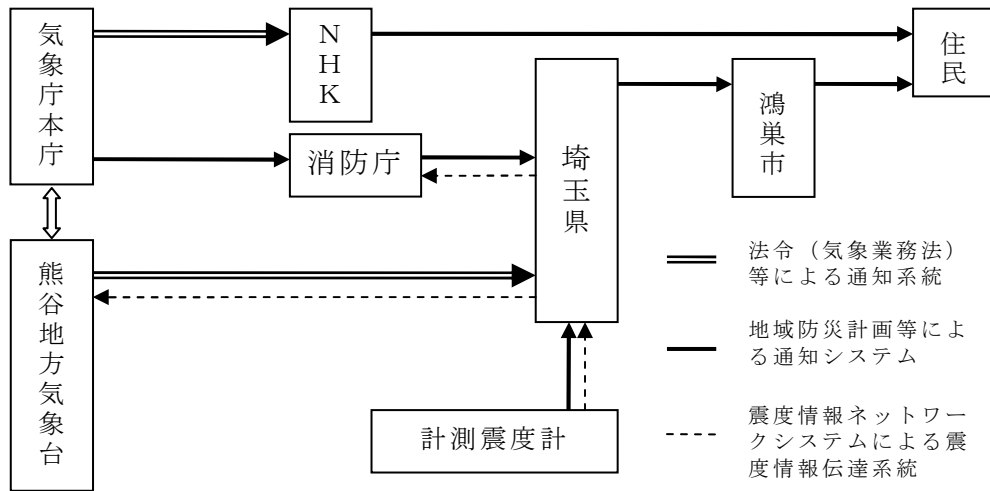
回線別		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

第2 災害情報の収集・伝達

市は、市域内に地震が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 地震情報の収集伝達系統図



2 市民への情報伝達

市は、地震情報を収集した場合、防災行政無線や広報車等により直ちに市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県内で震度4以上の地震を観測した場合、防災行政無線の一斉FAXにより県内市町村に震度分布図と震度一覧を送信することになっている。

第3 災害通信計画

1 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにし、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に実施する。

情報班

県

情報班

2 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、県（本庁・出先機関）、防災関係機関に対し報告又は通報する場合、使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 指定電話
- ③ 防災情報システム
- ④ 非常無線（警察無線、消防無線、鉄道無線、放送局が有する無線、非常通信連絡会無線、アマチュア無線）
- ⑤ FAX
- ⑥ 地域衛星通信ネットワーク

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が、災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

（1）有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

緊急を要する際に使用できる通信設備を有する機関は以下のとおりである。

- | | |
|---------|--------|
| ・警察機関 | ・鉄道事業者 |
| ・消防機関 | ・電気事業者 |
| ・水防機関 | ・鉱業事業者 |
| ・航空保安機関 | ・自衛隊 |
| ・気象業務機関 | |

（2）有線電気通信設備及び無線設備を優先使用できる場合

関係機関が有する通信設備を、緊急を要する際に使用できる条件は以下のとおりである。

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

（3）有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、市は、速やかに当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

情報班

情報班

情報班

情報班

市が、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長との協定に基づき、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項に沿って行う。

4 非常通信の利用

地震等その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか、又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができることから、この計画の定めるところにより利用する。

(1) 非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ア 人命の救助に関する事。
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関する事。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関する事。
- エ 電波法第74条の規定に基づく、実施の指令及びその他の指令に関する事。
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事。
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事。
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事。
- ク 遭難者数援に関する事。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事。
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及び其の修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事。
- サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事。
- シ 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事。
- ス 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

② 非常通信文の要領

- ア 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- イ かたかな又は通常の文書体で記入する。

ウ 簡単で要領を得たものとし1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし通数に制限はない。

エ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

オ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

カ 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼し、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にする。

○関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 関東地方非常通信協議会事務局

電話 03-6238-1771（直通） F A X 03-6238-1789

5 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

情報班

統括班

第2節 災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成する。併せて関係機関等の協力を得て収集する。

- ① 情報班の撮影記録担当を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 市職員、県の出先機関、報道機関その他の機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現場の航空写真
- ④ 水防及び救助等応急対策活動を取材した写真、その他

第2 市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

1 広報媒体

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ ハンドマイク
- ④ インターネット
- ⑤ 携帯電話
- ⑥ 回覧板
- ⑦ 掲示板
- ⑧ 臨時広報紙
- ⑨ コミュニティ放送
- ⑩ テレビ埼玉

2 広報内容

- ① 市域の被害状況に関する情報
- ② 市における避難に関する情報
 - ・避難の勧告・指示に関すること。
 - ・避難所の開設に関すること。
- ③ 応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること。
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること。

情報班

情報班

情報班

- ・電気、水道等の復旧に関すること。
- ④ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）
 - ・応急給水及び給食に関すること。
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
 - ・防疫に関すること。
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること等

3 相談・情報提供窓口の設置

市は、本庁舎及び支所の玄関ホールなどの一角に相談・情報提供窓口を設置し被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を提供する。

市民支援班

4 要配慮者に配慮した広報

市は、広報を実施するにあたっては、聴覚障がい者に対してのファクシミリやメールによる広報の実施、外国人に対する多言語による広報など要配慮者の情報の受け取り方の特性にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

情報班

5 帰宅困難者への広報

市は、県、東日本旅客鉄道株式会社、その他関係機関等から情報を収集し、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。

また、安否を気遣う家族等への安否情報入手手段として災害伝言ダイヤルや災害伝言板等の利用を広報する。

(1) 市内に滞在する帰宅困難者への広報

市は、市内の事業所等の責任者を通じて、帰宅困難者に必要な情報の提供を行う。また、一時滞在施設や避難所の開設状況を広報する。

情報班

(2) 市外に滞在する帰宅困難者への広報

① 本市に被害があった場合

市は、滞在地の一時滞在施設や避難所等での生活支援をホームページ等で広報する。

情報班

② 本市に被害がなかった場合

市は、滞在地の市区町村、事業所等と安否情報を確認し、交通手段の確保ができない場合は、車両の派遣等を広報する。

第3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供、広報を行う。

市民支援班
警察署

第4 報道機関への情報提供

1 情報の提供

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

情報班

2 報道依頼

情報班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオ、コミュニティ放送の報道機関へ報道を依頼する。

情報班

第5 被災者に対する広聴の実施

市は、市民からの問い合わせや各種相談を受け、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を実施する。

情報班

第6 災害情報相談センターへの協力

市は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

市民支援班

第3章 市民の生命の安全確保

第1節 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

消防本部は、「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき消防活動を実施するものとする。

また、自主防災組織、事業所は、地域の安全を確保するため、初期消火に努める。

第1 消防本部・消防団活動

1 消防本部

(1) 情報収集及び伝達及び応援隊の受入

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

③ 応援隊の受入

応援隊の受入及びその準備を行う。

(2) 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

消防本部

消防本部

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(3) 火災現場活動の原則

① 人命の安全確保

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

② 攻勢現場活動

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

③ 守勢的現場活動

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 救出・救助

要救助者の救出・救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火活動を行う。

消防本部

消防本部

統括班

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

統括班

(3) 救出・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出・救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

統括班

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

統括班

(5) 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

統括班

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

統括班
消防本部

第2 消防機関等への応援要請

1 手続

(1) 他の消防機関への応援要請

消防本部は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

消防本部

(2) 知事への応援出動要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求める。

統括班

2 内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして応援を要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

統括班
消防本部

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を他の消防機関及び県に連絡し被害状況の把握に対する支援を要請する。

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況

- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

第3 緊急消防援助隊の応援要請

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援の要請を行う場合は、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

1 情報の収集・伝達

消防本部

大規模地震災害が発生した場合、市及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

2 出動の要請

消防本部

市長は県を通じて出動の要請を行う。

3 大規模災害が発生した場合の対応

消防本部

大規模地震災害を覚知した消防本部の消防長及び市長は、次の措置をとる。

- ・災害状況の把握
- ・情報等の提供
- ・応援要請手続の実施

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

統括班
消防本部

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

統括班
消防本部

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第5 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

事業所管理者

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

事業所管理者

第6 市民の活動

市民は、以下の活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器类等火気の遮断を速やかに行う。

市民

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の水のくみ置き等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

市民

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等の二次的火災の発生防止に努める。

市民

第2節 救出・救助、医療救護活動

大規模な地震発生時には、建物の損壊や家具の落下等により、救出・救助及び医療救護を必要とする傷病者が同時に多数発生することが予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救出・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する

第1 消防機関の救出・救助の考え方

1 地震災害の特性

消防機関は、地震災害時の救助活動を的確かつ迅速に行うため、その災害特性を把握したうえで活動する。

- ① 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。
- ② 大規模建築の倒壊、土砂崩れなど規模の大きい救助事象が発生する。
- ③ 通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

2 救急・救助における出動の原則

(1) 救急・救助の必要な現場

救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊または消防隊）が連携して出動する。

(2) 救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救出・救助における活動の原則

(1) 傷病者の優先

傷病者の救急搬送は、人命救助を最優先するものであり、救命・救急処置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、出来る限り自主的な処置を行わせる。

(2) 火災現場付近の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救出・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出・救助活動を行う。

消防本部

消防本部

消防本部

消防本部

消防本部

(3) 救助効率の重視

延焼火災は少ないが、同時に多数の救出・救助が必要となる場合は、少数の隊員で多数の人命を救助できる現場を優先に、効果的な救出・救助活動を行う。

消防本部

(4) 救命処置必要者の優先

小規模な救出・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救出・救助活動を行う。

消防本部

第2 救急・救助の実施

1 情報の収集等

消防機関は、地震発生直後の初期段階において、消防団、警察、市民からの通報等から集められた救出・救助に関する要請情報を集約する。

消防本部

2 救出・救助体制

(1) 消防機関の体制

消防機関は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出勤場所、出勤人員、出勤機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

消防本部

消防機関が行う救出・救助活動は、消防団、警察、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、救出・救助方法を決定して行う。

消防機関は、救出・救助事案の数、その他被災現場の情報を可能な限り速やかに市災害対策本部に連絡する。

(2) 市の体制

市は、消防機関や警察と連携し、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織等の協力を得て救出・救助を行う。

統括部

(3) 防災関係機関等の活動

警察は、把握した被災状況に基づき、市や消防機関、自主防災組織と連携しつつ、必要な場合には、機動隊等を出動させて救出・救助に当たる。

警察署
自主防災組織
自衛消防隊

(4) 自助・共助による活動

地震発生直後は、自身と家族の安全を確保するとともに、近隣住民での助け合いにより、出火防止や初期消火、住民の安否確認を行う。

また、二次被害の防止に配慮しつつ、要救助者の救出・救助、傷病者の応急手当や搬送を自主的に行う。

(4) 協定締結団体との連携

市及び消防機関は、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合、協定締結団体等と連携を図り、救出・救助活動にあたる。

3 他機関への応援要請

市や埼玉県中央広域消防本部の救出・救助体制で措置できない多数の事案が生じた場合は、以下の事項に基づき、市又は埼玉県中央広域消防本部が他機関に応援を要請する。

- ① 消防相互応援協定による応援要請
- ② 知事による応援出動の指示
- ③ 要請上の留意事項
 - ・要請の内容
 - ・応援隊の受け入れ体制

4 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）との連携

消防機関は、市内において、地震による建物倒壊や列車脱線事故などにより、救出を要する市民が多数いるような大きな災害が発生した時には、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

5 救助資機材などの活用

(1) 建設機械の活用

消防機関は、大規模建物の倒壊や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあっては、要救助者の身体防護に留意させ、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

(2) 資器材の集結

消防機関は、大規模救助事象の災害について、早期に各種救助資器材を集結し効果的な活用を行う。

(3) 資機材の調達

消防機関は、救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮する。

6 救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において市が県に請求する。

消防本部

消防本部

消防本部

消防本部

消防本部

福祉班

第3 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

消防機関は、災害現場において救出・救助された負傷者等について、応急措置を行った後、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判定する。

救急搬送が必要と判定された負傷者等については、直ちに救急車等によりその疾患に応じた医療機関へ搬送する。

消防機関の救急車等での搬送が困難な場合には、市が搬送用車両を用意する。

保健医療班
消防本部

(2) 傷病者搬送の要請

市は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配するとともに、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の運搬手段の手配の要請を行う。

保健医療班
消防本部

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

保健医療班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

保健医療班
消防本部

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

市は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

保健医療班
消防本部

(2) 搬送順位

市は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

保健医療班
消防本部

保健医療班
消防本部

(3) 搬送経路

市は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

保健医療班
消防本部

第4 医療・助産救護活動

1 医療・助産救護活動

(1) 市の医療・助産救護活動

市は、必要に応じ鴻巣市医師会の協力により医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により埼玉県医師会又は北足立郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により市で対応できないと認めるとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

保健医療班

◆医療救護班の業務内容

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 傷病者に対する応急処置 |
| イ | トリアージの実施 |
| ウ | 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療 |
| エ | 軽症者に対する医療 |
| オ | カルテの作成 |
| カ | 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請 |
| キ | 助産救護 |
| ク | 死亡の確認 |
| ケ | 遺体の検案への協力(必要に応じて実施) |

(2) 県の医療・助産救護活動

県が行う医療・助産救護活動については、「風水害対策編第4章第1節」を準用する。

県

(3) 指定地方行政機関等の医療・助産救護活動

指定地方行政機関等が行う医療・助産救護活動については、「風水害対策編第4章第1節」を準用する。

保健医療班

(4) 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ体制を整え診療を継続する。

また、地震により被災し、診療不能となった医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

保健医療班

(5) 帳簿等の準備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を市災害対策本部に提出する。

保健医療班

2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

保健医療班

3 透析患者等への対応

市は、腎臓透析等継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

保健医療班

4 血液等の供給

県及び日本赤十字社埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センターの被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図る。

保健医療班

5 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において県に請求する。

福祉班

第3節 水防活動

市は、地震の発生により、道路、河川・水路の堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、水防機関及び消防機関は、直ちに出動し、警戒、災害防衛活動に従事するものとする。

また、河川管理者等が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

1 警戒・監視活動の実施

地震を観測した場合、直ちに重要水防区域（32か所）などの警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要に応じて関係機関に通報する。

2 資機材の確保及び水防措置の実施

警戒・監視活動により災害が発生するおそれのあると認めたときは、水防用器具、資材の確保に努めるとともに、水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

統括班
道路等応急復旧班

統括班
道路等応急復旧班

第4節 避難対策

大地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなど二次災害から住民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

そこで、二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難対策について必要な事項を定める。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第1 避難の勧告・指示

1 避難の勧告または指示の発令

(1) 避難勧告・指示の発令者

地震発生後、余震等により危険が切迫した場合には、市長は、避難勧告または避難指示を発令し、直ちに県知事に報告する。

また、延焼拡大の可能性など必要に応じて避難準備情報を発令する。

統括班

(2) 避難場所及び避難所の選定

避難場所及び避難所の選定は、市長が行う。

統括班

(3) 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告または指示は、次の内容を明示して行う。

統括班

- | | |
|-----------|-------------|
| ① 発令日時 | ⑤ 避難先及び避難経路 |
| ② 発令者 | ⑥ 避難時の留意事項 |
| ③ 要避難対象地域 | ⑦ 避難理由 |
| ④ 立ち退き先 | ⑧ 担当者、連絡先 |

2 避難の勧告または指示の発令基準と伝達

市長は、次の基準により避難準備情報の伝達、避難勧告・避難指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。

統括班

◆避難に関する発令の基準と内容

種別	基準	市民に求める行動
避難準備情報	①避難に関係する注意報が発令されたとき ②避難準備情報の発令を必要とするとき	①要配慮者など避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意など、避難準

		備を開始
避難勧告 避難指示	① 気象台から地震など災害に関する警報、特別警報が発せられ避難を要すると判断される時 ② 関係機関から地震など災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時 ③ 急傾斜地の崩壊による著しい危険が切迫している時 ④ 火災が拡大するおそれがある時	① 計画された避難所への避難行動を開始 ② 避難勧告などの発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ③ 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

3 情報の伝達手段

市は、本市において地震が発生し、延焼火災の拡大が予想されるなど、危険が切迫している状況において、避難準備情報、避難勧告・避難指示などの緊急性の高い情報伝達は、以下の手段により行う。

- ① 防災行政無線（サイレン含む）
- ② 防災情報メール、防災行政無線テレホンサービスでの伝達
- ③ ホームページ
- ④ 広報車、消防車両
- ⑤ 自主防災組織、自治会などを通じての伝達
- ⑥ 公共施設などへの掲示
- ⑦ テレビ・ラジオ（放送事業者に連絡）
- ⑧ 緊急速報メール

4 関係機関への連絡

市長が避難の勧告または指示を発令したとき、また警察官などから避難の指示を行なった旨の通報を受けたときは、直ちに放送事業者や防災関係機関などに連絡する。

5 避難の勧告・指示の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、市長は避難勧告・指示を解除する。

市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

第2 避難の誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するため、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る。

統括班
情報班

統括班
情報班

統括班
情報班

1 避難誘導の流れ

大規模な地震が発生した場合、同時多発的に火災等の被害が発生することが見込まれるため、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しい。そこで、市民一人一人が自主的に救助・避難誘導を行うことが重要である。

そのため、市民は、自主防災組織等が作成する「避難行動マニュアル」に基づき次の避難行動を行うものとし、市は、市民の避難行動を補助する。

統括班

◆市民の避難行動及び避難誘導実施者

避難行動	市民の取るべき行動	避難誘導実施者
発災直後 一時集合場所	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ自治会や自主防災組織で定めた災害時の一時集合場所へ参集 ・隣近所（班（組）単位）の安否確認、集結状況を把握 ・各班（組）から地域の被害状況を収集し、市に伝達 ・集結が遅れている班（組）の活動の応援 ・所在不明者の捜索・救出、初期消火 	班長、防災リーダーなど
指定緊急避難場所への避難、避難所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災等の状況から、危険の切迫性を勘案し、一時集合場所が安全でないと判断されるときは、指定緊急避難場所へ避難 ・被災により自宅での生活が困難である場合は、避難所へ避難 	自主防災組織（または自治会長など） 防災リーダー 消防団

2 避難誘導の実施

避難の誘導は原則として、自主防災組織（または自治会長など）、防災リーダー及び消防団が中心となって行う。

統括班
自主防災組織
消防団

3 避難誘導の順位及び留意事項

（1）避難誘導の順位

避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難が概ね終了した後とする。

避難誘導順位は、概ね次の順序で行う

- ・病弱者、障がい者
- ・高齢者、乳幼児、児童
- ・一般住民

統括班
自主防災組織
消防団

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導する者は、次の事項を避難する市民に周知徹底する。

- ① 戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）を完全にすること。
- ② ヘルメットや防災ずきんで頭を保護すること。
- ③ 携帯品は、必要最小限のものとする。
- ④ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。

また、避難誘導を行うにあたって、避難誘導の実施者は以下の点に留意して避難誘導を行う。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- ② 自主防災組織などと連携を図り、避難者の誘導措置を講じる。
- ③ 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行う。
- ④ 危険地点には、ロープなどによる標示を行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- ⑤ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用する。
- ⑥ 誘導中は、事故防止に努める。
- ⑦ 避難誘導は、自治会単位など、地域の結びつきの強い単位で行う。

(3) 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとするのを伝える。

- ① 食料
- ② 水筒
- ③ タオル
- ④ ティッシュ
- ⑤ 着替え
- ⑥ 懐中電灯
- ⑦ 携帯ラジオ
- ⑧ 健康保険証などの本人確認資料

第3 避難所の設置

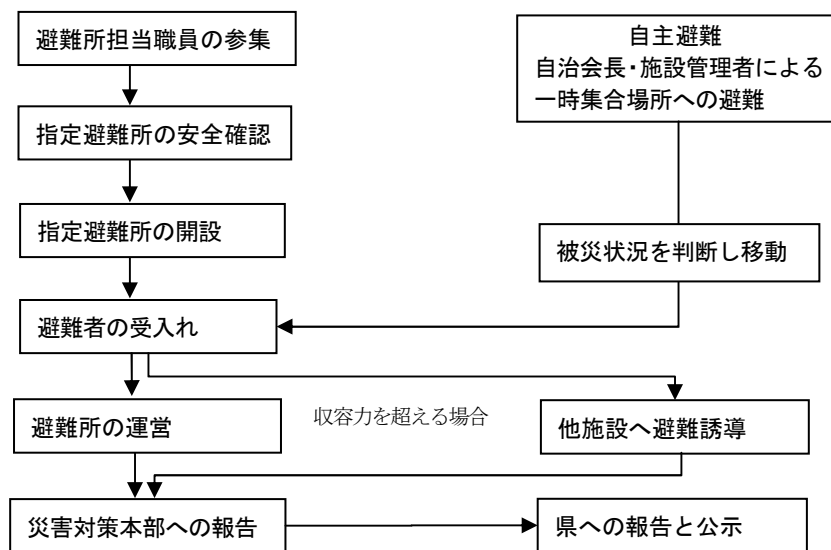
市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、予定している指定避難所が地震により使用できない場合や、延焼火災等の危険が予測される場合などには、付近の安全が確保された施設に避難所を開設する。

(2) 避難所開設の流れ



教育総務班
生涯学習班

地域	指定避難所		補助避難所	
	小学校	中学校	高等学校	
鴻巣地域	鴻巣東、鴻巣南、馬室、田間宮、箕田、笠原、常光、鴻巣北、松原、赤見台第一、赤見台第二、鴻巣中央	鴻巣、鴻巣北、鴻巣西、鴻巣南、赤見台	鴻巣 鴻巣女子	
吹上地域	吹上、小谷、下忍、大芦	吹上、吹上北	吹上秋桜	
川里地域	屈巢、共和、広田	川里		

(3) 指定避難所

指定避難所は、小学校の体育館等を応急的に使用して開設する。

指定避難所は、食料・日用品・資機材等の備蓄を安全に管理することができる施設を対象に指定する。

教育総務班
生涯学習班

(4) 補助避難所

指定避難所の収容人数が収容力を超える場合は、最寄りの中学校等を補助避難所として開設する。中学校の一部は、物資の集積拠点として位置づける。

教育総務班
生涯学習班

(5) 避難所の収容力

指定避難所の収容力は、通路・配給スペース等を考慮し、収容者一人当たり4㎡として算定する。

教育総務班
生涯学習班

福祉班
教育総務班
生涯学習班

(6) 福祉避難所

要配慮者の避難生活に対応する避難施設として、市内の社会福祉施設や公民館、一部のコミュニティセンター等を福祉避難所として開設する。

(7) 一時集合場所

地域の被害状況の確認、住民の安否確認のため、地域の集会所や寺社、小規模公園等で、自主防災組織や自治会が指定した一時集合場所を活用する。

統括班
自主防災組織

2 避難所開設の報告と公示

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し保護する。

統括班

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ① 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人数
- ③ 開設期間の見込み

第4 避難所の運営

1 避難所の運営

市は、指定避難所の開設に伴い、統括班・教育総務班・生涯学習班・学校教育班・給食班・福祉班は、自治会及び自主防災組織と連携し、避難所ごとに運営委員会等を組織し、避難所の自主運営に努める。運営に当たっては、避難所運営マニュアルに基づいて運営するとともに、以下の点に留意して適切な管理を行う。

教育総務班
生涯学習班

(1) 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握し、不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に応援を要請する。

(2) 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

教育総務班
生涯学習班

(3) 避難所の運営組織

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置させる。

教育総務班
生涯学習班

また、女性に配慮した避難所運営を行うため、初期段階から、運営組織には複数の女性を参加させて、意見を出しやすい仕組みをつくる。固定観念による男女の性差における役割分担を見直す。

(4) 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。

屋外トイレ等の周辺には、夜間照明を設置するなど、周辺環境も整備する。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、女性の相談員、福祉相談員、警察官等を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナー参加者や民間団体を積極的に活用する。

さらに、授乳室や子どものプレイルームのほか、女性だけが集まれる部屋などストレスを和らげる場所を確保するとともに、声かけの実施など、女性や子どもを一人で行動させない仕組みをつくる。

(5) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

◆要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

区分	必要な物資等	
高齢者	紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡	
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等	
肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリースイール	
病弱・内部障害	医薬品や使用装具	
	膀胱又は直腸機能障害	オストメイトトイレ
	咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
	呼吸機能障害	酸素ボンベ

教育総務班
生涯学習班

教育総務班
生涯学習班
福祉班

区分	必要な物資等
聴覚障害	補聴器、補聴器用電池、聴覚障害者マーク（スカーフ）、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障害	白杖、点字器、ラジオ
知的障害・精神障害・発達障害	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対話カード

（6）生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者の状況に応じて間仕切りを工夫し、エリアを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。
また、ターゲットを絞った情報発信や情報を共有できる仕組みをつくる。

（7）避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施や、医師会と連携した医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。また、体操時間を設けるなど、体を動かす時間を確保する。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行いつつ、必要な場合には福祉避難所への移動支援を行う。また、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

さらに、女性特有の健康面への配慮（産前、産後、月経、更年期障害等）も行う。

（8）避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し、飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもと、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

教育総務班
生涯学習班
福祉班

保健医療班
福祉班

教育総務班

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・対応は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

2 避難所運営マニュアルの更新

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき「鴻巣市避難所運営マニュアル」を作成しており、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の事情に応じて順次更新する。

統括班
教育総務班

3 県職員の派遣要請

市が避難所の運営に関し、自主運営等の運営指導に関する助言を必要とするときは、県職員の避難所への派遣を要請する。

渉外班

4 救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」による。

福祉班

第5節 避難行動要支援者に対する支援

地震発生時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者、及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、避難行動に特別な支援が必要な者（「避難行動要支援者」という）の安全を確保する。

【具体的には第3編風水害対策編第3章第3節を準用する】

第 6 節 交通対策

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

【具体的には第 3 編風水害対策編第 4 章第 2 節を準用する】

第7節 緊急輸送

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

【具体的には第3編風水害対策編第4章第3節を準用する】

第8節 帰宅困難者への対応

鴻巣市から市外に通勤・通学している市民は、約4万人に上る。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、避難所への一時収容、保護・支援、代替交通手段の確保などの帰宅活動への支援対策を県及び鉄道機関、NTT、報道機関と連携し実施する。

第1 情報提供等

市は、県、東日本旅客鉄道株式会社、その他関係機関等から情報を収集し、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。

1 市外へ通勤する市民

市は、市外に通勤している市民に対して、徒歩帰宅者の誘導を目的に、事前に情報提供等の啓発活動を実施する。

統括班
情報班

2 市内に滞在する帰宅困難者

市は、市内に滞在する帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。

統括班
情報班

3 市外にいる帰宅困難な市民

市は、滞在地の市区町村、事業所等と安否情報を確認し、安否を気遣う家族への連絡体制を確保するとともに、安否確認手段として災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の利用を広報する。

統括班
情報班

帰宅困難者へ提供する情報例

- ① 市内の被害情報
- ② 鉄道等の公共交通機関に関する情報
- ③ 帰宅に当たって注意すべき情報
- ④ 災害伝言ダイヤルや災害用伝言版等の利用方法
- ⑤ 支援情報（一時休憩所、一時滞在施設等の開設情報）

第2 駅周辺の混乱防止対策

1 駅での混乱防止

市は、鉄道の運行停止により市内駅周辺（鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅）において、乗降客等の帰宅困難者（駅前滞留者）が発生している場合は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等に関する情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設まで、駅構内の一部や自由通路を一時待機場所として開放することや、一時滞在施設の開放等の広報を要請する。

統括班
鉄道事業者

2 一時滞在施設の設置

鉄道の運行停止が長時間に渡り、再開の見込みが立たない場合や、代替交通手段も確保できない場合、鉄道が再開するまでの間、駅前滞留者を下記の駅から最寄りの補助避難所に一時収容する。

統括班
警察署
鉄道事業者
道路等応急復旧班

市は、市内3駅の駅前滞留者に一時滞在施設の開設及び位置について広報を行うとともに、警察署の協力を得て、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。また、一時滞在施設では、帰宅困難者に対して飲料水、食料等の供給を行うとともに、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、被害状況や、鉄道の運行状況等に関する情報提供を行う。

＜帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所＞

鴻巣駅 → 鴻巣中学校

北鴻巣駅 → 赤見台中学校

吹上駅 → 吹上中学校

第3 帰宅活動支援

市は、市内に滞在する帰宅困難者に対して、次の帰宅活動の支援を実施する。

1 水・食料の配布

市は、避難所等において、水、食料を配布する。

統括班

2 休憩所提供の要請等

市は、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放するとともに、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の事業者に対しては、トイレや情報を提供してもらうなど、休憩所としての利用を要請する。

統括班
店舗等事業者

3 代替輸送の提供

市は、鉄道機関が不通となった場合は、バス事業者に協力を要請し、バス輸送による代替輸送を実施する。

統括班
バス事業者

第4 市外にいる帰宅困難な市民への対応

市は、安否情報を確認するが、帰宅手段は、各自で確保するものとする。

ただし、本市に被害がなく鉄道機関が不通となった場合は、集合場所・日時を決め、バス事業者に協力を要請し、バスによる帰宅を実施する。

統括班
バス事業者

第5 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、市内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、東日本旅客鉄道株式会社の要請に応じ、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受け入れる。

統括班

第6 事業所・学校等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時の対応について体制整備に努める。

事業所

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。

学校

このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時の対応について体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第7 救助法の適用の検討

市は、大勢の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、救助法の適用を検討する。

福祉班

第4章 市民の生活の安定

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

【具体的には第3編風水害対策編第5章第1節を準用する】

第2節 環境衛生

被災地におけるし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

【具体的には第3編風水害対策編第5章第2節を準用する】

環境衛生班

第3節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想され、これらの搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

【具体的には第3編風水害対策編第5章第3節を準用する】

第4節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

第1 施設管理者への応急対策の指導

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- 1 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講じる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 6 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設

1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について、主として外観目視等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の地震後における使用の可能性について判断する。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、市施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

施設管理者

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

1 電気施設応急対策（東京電力㈱）

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

（1）応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。

この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ①非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ②社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

（2）災害時における広報宣伝

① 感電事故並びに漏電による出火の防止

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- | |
|---|
| <p>ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。</p> <p>ウ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</p> <p>エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。</p> <p>オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> |
|---|

電力事業者

電力事業者

- カ 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- キ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ク その他事故防止のため留意すべき事項。

② 復旧予定に関する広報

震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

③ 市民への周知方法

上記①のア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| ア 感電事故防止周知 | 各現業機関 | ⇒PR車 ⇒直接一般公衆に周知 |
| イ 復旧周知 | 非常災害対策支店本部 | ⇒県災害対策本部 |

(3) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

電力事業者

2 ガス施設応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) LPガス及び燃焼器具等の供給対策((社)埼玉県LPガス協会)

避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

ガス事業者

- ① 地震等により被災した市は、必要に応じ、埼玉県災害対策本部に対しその支部を通じてLPガス及び燃焼器具等の調達を要請する。
- ② 市からの要請を受け埼玉県災害対策本部は、LPガスに係る業界団体を通じ、必要なLPガス及び燃焼器具等を供給可能な事業所を県内のLPガス充てん所及びLPガス販売店から選定し、支部を通じて要請を行った市へ必要な事項を伝達する。

- ③ 上記の連絡を受けた市は、当該LPガス充てん所等と連絡し、必要なLPガス及び燃焼器具等を調達する。

ガス事業者

(2) 東京ガス株式会社等ガス事業者

① 災害応急対策

ア 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- (ア) 災害情報：気象情報・地震センサーにより観測した情報
- (イ) 被害情報：一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・利用者等からの情報
- (ウ) その他災害に関する情報：ガス施設等の被害及び復旧に関する情報

イ 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

ウ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

エ 対策要員の確保

他事業者との協力：協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者

カ 危険予防措置：避難区域の設定・火気使用禁止等

キ 地震発生時の供給停止

ク 応急工事

ケ その他必要な対策

② 災害復旧対策

ア 復旧計画の策定（救急病院等の社会的重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。）

イ 復旧作業（供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

ウ その他必要な対策

③ 災害時における復旧活動資機材の確保

ア 調達

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により、速やかに確保する。

- (ア) 取引先・メーカー等からの調達

(イ) 被災していない他地域からの流用
 (ウ) 他ガス事業者等からの融通
 イ 復旧用資機材置場等からの融通
 災害復旧は、復旧用資機材置き場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

3 上水道施設応急対策

(1) 被害の拡大防止

市は、災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

水道班

(2) 応急復旧

市は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。応急復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

水道班

なお、応急復旧に当たっては、基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

4 下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合には、市は、被害状況の把握とともに、二次災害防止に努めつつ、応急復旧を行う。

下水道班

- ① 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の緊急点検を実施し、被害状況応急対策を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- ② 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ③ 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
- ④ 非常災害時に備えて応急資機材を備蓄する。
- ⑤ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

5 電気通信設備の災害対策（東日本電信電話株）

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、以下の各項の対策をとる。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく輻輳（ふくそう）が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急措置状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報者による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳（ふくそう）トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

（2）復旧対策

通信事業者

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

② 移動無線機等の出動

必要に応じて、移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動させる。

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対応

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

⑤ 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策（東日本旅客鉄道（株））

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

（1）運転規制

地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

- ① 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する
- ② 6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ③ 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※カイン（kine）は、地震速度の単位。1カイン＝1cm/s。地震動のエネルギーの強さを表すもので、建築物耐震設計に利用される。なお、地震の大きさを表す単位としては最大加速度：ガル（cm/s²）で発表されることも多い。

（2）運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- ① 迂回又は折り返し運転
- ② バス代行又は徒歩連絡
- ③ 臨時列車の特発

（3）大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区指導センター及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。
- ② 各地区指導センター（埼玉県では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。
- ③ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

鉄道事業者

鉄道事業者

鉄道事業者

2 道路施設の応急対策

(1) 国土交通省関東地方整備局、県（県土整備部、農林部）の対応

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、国土交通省関東地方整備局及び県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通規制を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

道路管理者

(2) 市の対応

市は、行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

住宅応急復旧班

3 交通信号応急対策

県（警察本部）は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

- ① 国道17号、122号（岩槻市以南）及び16号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送路、第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路を優先して復旧する。
- ② 前記①の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

警察署

第5 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- ① 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

施設管理者

2 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

農政班

施設管理者

3 医療救護活動施設

- ① 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ② 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

施設管理者

4 社会福祉施設

- ① 社会福祉施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

建物所有者

第6 一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、一般建築物の所有者または管理者は公共施設に準じて応急措置等を行う。

第5節 住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため応急仮設住宅を設置する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。

第1 被災建築物の応急危険度判定、被災度区分判定

被災建築物の応急危険度判定は、地震発生後、被災建築物を中心にその後発生する余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもので、人命に関わる二次災害を防止するために実施するものである。

市は、応急危険度判定が必要と認めた場合、災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部）を設け、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施する。

1 判定実施体制の確立

被災建築物の応急危険度判定は、人命に関わるものであり、被災後1週間程度で完了する必要があるため、被災建築物を判定する応急危険度判定士や器材を確保し、危険度判定体制を整える。

（1）判定士の確保

被災建築物の応急危険度判定は、県により認定された判定士が行う。

実施本部長は、地元判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

地元判定士は、市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

地元判定士では不足すると判断した場合には、県や相互応援協定を締結している市町に応援要請を行う。

（2）危険度判定コーディネーターの配置

災害対策本部長は、実施本部及び危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

住宅応急復旧班
被害調査班

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

2 判定実施順位の決定

応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建物を優先する。

住宅応急復旧班

3 判定の実施

応急危険度判定調査は、次の3段階により判定する。特に必要な注意を付して建物玄関付近にステッカーを掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危険	建物への立ち入りが危険
黄色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

住宅応急復旧班

4 被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、市は、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

住宅応急復旧班

5 住民への広報、建築物所有者などへの対応

実施本部長は、被災地の住民及び建築物の所有者に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性、被害認定との相違などについて広報する。

住宅応急復旧班

第2 被災宅地の危険度判定

市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、以下の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

◆被災宅地危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危険	宅地への立ち入り危険
黄色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第3 被災住宅の応急修理

市は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

1 応急修理の実施

(1) 実施責任者

被害家屋の被害状況等により修理戸数を決定し、応急修理の実施は、市長が行う。

住宅応急復旧班

(2) 実施基準

住宅応急復旧班

① 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

② 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

2 建設業者及び労務

住宅の応急修理は、市内の建設業者との請負契約により実施する。

住宅応急復旧班

3 救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において県に請求する。

福祉班

第4 応急仮設住宅の供給

救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

1 応急仮設住宅の設置

市は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(1) 設置戸数の算定

市は、必要な応急仮設住宅戸数を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定める。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ⑤ 土砂災害や浸水、液状化の危険箇所等に配慮した場所

(3) 応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従って応急仮設住宅の適地調査を行い、市公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

(4) 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定する。

(5) 維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、市長は、公営住宅に準じ維持管理する。

2 応急仮設住宅の供給

(1) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。

- ① 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
 - ② 居住する住宅がない被災者
 - ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
- ※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、県と協力し、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また、入居者の選定に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

住宅応急復旧班

3 応急仮設住宅の建設

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定し、応急仮設住宅建設を県に要請する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮

住宅応急復旧班

4 既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

住宅応急復旧班

(2) 民間賃貸住宅の利用

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供できるよう県に要請する。

住宅応急復旧班

5 救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成24年埼玉県告示第1122号)」の範囲内において県に請求する。

福祉班

第6節 文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

【具体的には第3編風水害対策編第5章第6節を準用する】

第7節 動物愛護

災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県及び保健所など関係機関との協力体制を確立する。

1 埼玉県動物救援本部

県では、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置することとなっている。動物救援本部の実施業務は以下のとおりである。

- ① 動物保護施設の設置
- ② 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- ④ 飼養困難動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施など

2 動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物などは、県動物救援本部、獣医師会、動物関係団体などと協力して保護し、動物保護施設へ搬送する。

3 犬の確認

市は、県動物救援本部に対し、犬の確認情報を提供する。

4 避難所における動物の適正な飼育

市は、県等の協力を得ながら、飼い主とともに避難した動物適正な飼育の指導を行う。

特に、避難所となる学校の校庭などに、避難所運営組織（施設管理部）がケージまたは仮設小屋を設置し飼育させることなどを指導し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

5 ペットショップなどとの協力

市は、避難所などにおいて動物を収容しきれない場合、市内の被害が少ないペットショップなどに対し、犬等の一時預かりを依頼するよう保健所に要請する。

6 情報の交換

市は、動物救援本部などと連携して、次の情報を収集、提供する。

県

保健衛生班

保健衛生班

保健衛生班

保健衛生班

保健衛生班

- ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ④ 他都縣市への連絡調整及び応援要請

7 その他

県は、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物などが逸走した場合、鴻巣保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

第1 計画の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

昭和53年に大規模地震対策特別措置法が制定された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関や事業所などにおける地震防災体制の整備などにより地震予知を前提としての被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づく強化地域は、1都7県（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県（全域）、愛知県、三重県）の157市町村が指定されている。

本市は、東海地震が発生した場合には、震度5弱から5強程度の予想であり、甚大な被害発生の可能性は低いため、強化地域に含まれていないが、周辺地域として、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念される場所である。

このため、東海地震の発生に備え、社会的な混乱の防止と地震被害の軽減を図るため「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

第2 対応の基本的な考え方

- 1 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講じる。
- 4 発災後の対策は、市地域防災計画「震災対策編」により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて市地域防災計画「共通編」による予防対策にて対処する。

5 市の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、県の行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

市内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

3 東海地震に関する情報の種別

◆東海地震に関する情報の種別

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因について調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報発表から 警戒宣言発令までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

危機管理課

2 伝達事項

- ① 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
 - ② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
 - ③ 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
 - ④ その他必要と認める事項
- 例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

危機管理課

第2 活動体制の準備等

東海地震注意情報の通知を受けたときは、市の配備体制は緊急体制とし、災害対策本部設置の準備に入るものとする。

全課

第3節 警戒宣言に伴う措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言・東海地震予知情報の伝達・広報

1 伝達体制

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線や広報車等により伝達する。

2 伝達事項

- ① 警戒宣言通知文
- ② 東海地震予知情報に関する情報文
- ③ 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- ④ 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- ⑤ その他必要と認める事項

例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

第2 活動体制

- 1 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- 2 配備体制は、非常体制とする。
- 3 災害対策本部は、防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに市地域防災計画に沿って応急対策ができるように準備する。

統括班

統括班

全班

第3 教育・病院・福祉施設対策

1 教育施設

公立の小学校、中学校は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて児童・生徒の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も警戒宣言が発令されたときは、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。

職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒に不安動揺をあたえないよう配慮する。

学校教育班

(2) 授業の中止等

警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切り学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業する。

学校教育班

(3) 児童・生徒等の保護

職員は、名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。

学校教育班

(4) 事前の指導連絡事項

- ① 学校と児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。
- ② 警戒宣言が発令されたときは、前記の区分により、児童・生徒を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。
- ③ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒に知らせておく。
- ④ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講じる。

学校教育班

(5) 私立学校等

私立の幼稚園についても公立学校に準じた措置を講じて園児の生命の安全確保について万全を期するものとする。

学校教育班

2 病院施設

(1) 患者に対する措置

警戒宣言発令の情報を、把握したら、ただちに関係医療団体及び公的医療機関に対して市地域防災計画に基づく体制にいつでも移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講じるよう協力を依頼する。

また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、市民の不安をなくすよう協力を依頼する。

(2) 防災措置等

病院については、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、とくに震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

3 社会福祉施設

警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

① 情報収集

市防災機関からの情報の収集に当たる。また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

② 情報伝達

情報伝達に当たっては次の点に注意する。

ア 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。

イ 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。

ウ 家族からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。

エ 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び家族に対し徹底しておくこと。

オ 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

医療機関

医療機関

施設管理者

③ 報告

警戒宣言の発令に対応してとった措置について、市に連絡する。

④ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発令されたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

① 情報班

- ア 市町村等からの情報収集
- イ テレビ、ラジオによる情報収集
- ウ 入所者に対する情報伝達
- エ 市町村等への報告

② 消火班

- ア 火気使用器具類の安全点検
- イ 油類等の保管状況点検
- ウ ガスボンベの転倒防止
- エ 消火器具類及び消防設備の点検
- オ 危険物、火気設備等に対する応急措置

③ 避難誘導班

- ア 避難経路、避難所の確認
- イ 避難器具の準備

④ 非常持出班

- ア 非常持出品の持出し準備

⑤ 医療救護班

- ア 救急医薬品の準備

施設管理者

施設管理者

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

- ① 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。
- ② 家族との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
- ③ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。
- ④ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

施設管理者

(4) 施設の設備の整備及び点検

整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

- ① 火気使用設備器具
- ② 火気使用は、極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。
- ③ 発火流出等のおそれのある危険物
- ④ 消火用設備
- ⑤ 落下、倒壊危険のあるもの
- ⑥ 特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。
- ⑦ 工事中の建築物等の保安措置

施設管理者

(5) 避難

地震情報及び火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長から避難勧告・避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市長に報告する。

施設管理者

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とする。

- ① 保育中の園児は利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。
- ② 警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。
- ③ 引き取りのない園児は園において保護する。

- ④ 園児の引き取りについて事前に十分な打ち合せをすること。

第4 ライフライン対策

1 上水道

市は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講じる。

(1) 応急給水活動の準備

市は、他の市町村からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

水道班

(2) 二次災害防止措置の準備

市は、水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

水道班

(3) 応急復旧体制の準備

市は、応急復旧体制の準備を行うものとする。

水道班

第5 生活物資等輸送対策

1 備蓄物資の供給準備

(1) 備蓄物資の放出準備

市の防災倉庫に保管してある食料・生活必需品・医薬品等の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。

生活物資調達班

(2) 業界保有物資の確認・保管

食料・生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫量の確認を行ない、発災に備えて保管を要請する。

生活物資調達班

医薬品卸売業者に連絡し、市が指定する一定数量の粉乳の確保状況を確認し、災害時には輸送が速やかにできる体制をとるよう依頼する。

2 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

① 生活上必要な物資を確保するため、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。

生活物資調達班

② 警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者に呼びかける。なお、これらの点について平素から機会をとらえては呼びかけを行っていく。

3 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、市で保有する車両等を第一次的に使用し、不足が生じる場合においては、輸送関係各協会等とかわした協定等に準じて確保する。